

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（附則第十八条関係）

改正案	現行
<p>第九条の二 金融業（銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む株式会社（持株会社たる株式会社を除く。）であつて、その資本の額が三百五十億円以上又はその純資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、株式交換、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条において同じ。）が千四百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する他の国内の会社の株式の取得価額の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれが多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて他の国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>九 担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から一年（会社更生</p>	<p>第九条の二 金融業（銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む株式会社（持株会社たる株式会社を除く。）であつて、その資本の額が三百五十億円以上又はその純資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、株式交換、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条において同じ。）が千四百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する他の国内の会社の株式の取得価額の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれが多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて他の国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>九 担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から一年（会社更生</p>

法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百六十五条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四百七条及び第六十条の百三十七において準用する場合を含む。）の規定により代物弁済による取得とみなされる株式については、更生手続終結の決定がされた日から一年）以内において所有する場合に限る。

十・十一（略）

）（略）

法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百六十五条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四百七条において準用する場合を含む。）の規定により代物弁済による取得とみなされる株式については、更生手続終結の決定がされた日から一年）以内において所有する場合に限る。

十・十一（略）

）（略）